

# 公立大学法人青森公立大学会計規程の一部を改正する規程の制定について

## 1 趣旨

改正地方独立行政法人法の施行に伴い、監事が監査をしたときに作成する「監査報告」が明示されたことに伴い、会計規程の規定内容も同法の用語に改めるもの。

## 2 改正内容

「監事の意見」を「監査報告」に改める。

## 3 施行期日

平成30年6月27日

公立大学法人青森公立大学会計規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>～略～</p> <p>(年度決算)</p> <p>第39条 会計責任者は、毎事業年度の会計記録を整理して、法第34条第1項に規定する財務諸表その他必要な書類（以下「財務諸表等」という。）を作成し、理事長に提出しなければならない。</p> <p>(決算報告)</p> <p>第40条 理事長は、前条の財務諸表等を経営審議会の審議に付し、理事会の議を経た後、<u>監査報告</u>を付して、毎年6月30日までに青森市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(年度決算)</p> <p>第39条 会計責任者は、毎事業年度の会計記録を整理して、法第34条第1項に規定する財務諸表その他必要な書類（以下「財務諸表等」という。）を作成し、理事長に提出しなければならない。</p> <p>(決算報告)</p> <p>第40条 理事長は、前条の財務諸表等を経営審議会の審議に付し、理事会の議を経た後、<u>監事の意見</u>を付して、毎年6月30日までに青森市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>～略～</p>